2019 年 10 月 24 日

非常災害による修学困難者に対する 立命館大学・大学院学費減免　出願要項（在学生向け）

令和元年台風第 19 号により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

立命館大学・大学院では、この度の災害で被災された方の学修機会を保障するため、申請にもとづき授業料減免の特別措置を講じることを決定いたしました。この要項をご確認のうえ、該当される方については、ご出願ください。出願資格や提出書類などでご不明な点がありましたら、学生オフィスまでお問い合わせください。

【1】受給要件

令和元年台風第 19 号による災害救助法の適用地域（別紙参照）に学費を負担している父母もしくは保証人の居住地があり、かつ被災状況が以下の（1）～（4）のいずれかに該当し、修学に著しい支障が生じたまたは生じるおそれのある本学の正規課程に在学する学部生および大学院生が対象です。

※すべて公的書類によって証明できることが必要です。

（1）学費を負担している父母もしくは保証人が災害に起因する事由で死亡または重度後遺障害が生じた場合

（2）学費を負担している父母もしくは保証人が災害により負傷し、30 日以上の長期入院・加療の必要が生じた場合（ただし精神障害は対象外）

（3）学費を負担している父母もしくは保証人の居住する家屋が災害により全壊、半壊、床上浸水（一部損壊および床下浸水は対象外）の被害を受けた場合。

（4）学費を負担している父母もしくは保証人の家計が災害により急変した場合［注 1］

［注 1］④の家計急変とは、以下の a.～c.全ての要件を満たすことを条件とします。

a.急変後の学費を負担している者父母もしくは保証人の年収合計が、給与年収の場合 600 万円以下、自営業等その他所得の場合 197 万円以下であること。

b.減収幅が急変前収入の3割以上であること。

c.退職金が 601 万円以上支給されていないこと。但し、死亡退職金は除く。

＊　上記収入は父母の年収を合算します。

＊　給与・所得の両方がある場合は、日本学生支援機構の基準を準用して計算します。

＊　災害に起因しない減収（定年退職、自己都合退職、懲戒解雇、遺族年金の支給停止）および災害発生前に破産手続きが開始されていた場合は対象外とします。

【2】出願期間

出願受付：2019 年 10 月 24 日（水）～2020 年 10 月 11 日（金）

※出願期間内随時受付します。

※2019 年度の審査については、2020 年 1 月 30 日までに出願されたものまでとする。それ以降に出願があった場合は、2020 年 4 月からの審査とする。

※罹災証明書の発行の遅れなどの状況により、締切りを延長することもあります。

【3】出願方法

（1）窓口提出の場合

所属キャンパス	提出場所（下記オフィスの窓口時間内に提出）
衣笠キャンパス・朱雀キャンパス所属する学部生・大学院生	衣笠学生オフィス（研心館 2 階）
びわこ・くさつキャンパスに所属する学部生・大学院生	BKC 学生オフィス（セントラルアーク1階）
大阪いばらきキャンパスに所属する学部生・大学院生	OIC 学生オフィス（A 棟南ウイング 1 階）

窓口時間　：土・日・祝を除く　9:30～11:30　　12:30～17:00（火曜日のみ 12:30～17:00

(2)郵送提出の場合

衣笠学生オフィス宛に、角2封筒(A4 が折らずに入るサイズ)で簡易書留または特定記録で郵送してください。

※P3の送付先住所を切り取って、封筒の宛先欄に貼付してください。

【4】提出書類

出願期間に以下の(1)～(3)の書類を提出してください。

(1)「非常災害による修学困難者に対する立命館大学学費減免」 願書 《全員共通》

(2)被害状況等を示す書類 《該当するもの》 ＊下記【被害状況等を示す書類の例】参照

・人的被害・家屋被害の場合はその状況を示す書類

・家計急変の場合は家計急変前および急変後の収入(年収)を示す書類

(3)非常災害による修学困難者に対する学費減免 受付票

※学部生で受給要件の(1)に該当する方のみ

・「父母教育後援会家計急変奨学金」 願書

・父母もしくは保証人の死亡または重度後遺障害(就労不能となった場合のみ)が生じた場合、次年度以降は「父母教育後援会家計急変奨学金」において引き続き減免措置を受けることができます。今回の申請とあわせて提出することが必要です。

【被害状況を示す書類の例】

被災状況	提出書類(例)
人的被害 ＊要件①・②	＜死亡の場合＞ 死亡届・死亡診断書 ＜重度後遺障害の場合＞ 身体障害者手帳(1 級・2 級)写し、障害者年金証書(1 級)写し ＜長期の入院・加療の場合＞ 医師の診断書
家屋被害 ＊要件③	罹災証明書(消防署または市区町村役場発行)等 (注)被災証明書は不可
家計急変 ＊要件④	所得証明書、源泉徴収票、確定申告書、給与支払証明書、その他本学が求める書類など **※所得に関する証明書は、状況によって必要書類が異なりますので、出願前に学生オフィスまでご相談ください。**

＊被災状況により別途書類の提出をお願いする場合があります。

＊提出する公的証明書類は、コピーで提出してください。

【5】減免額

2019 年度春学期および 2019 年度秋学期の授業料

ただし、2020 年 4 月以降に審査をしたものについては、2020 年度の授業料とする。

【6】採否結果の通知

出願期間内随時受付としますので、月末ごとに締切り、その後受給要件を満たされているかを確認し、結果については、出願月の翌月末を目処に、manaba+R にて通知をお送りします。

【7】その他

＜併給・納付済みの学費の返納について＞

他の奨学金との併給を可としますが、学費減免型奨学金と併給となる場合、減免金額は年間学費の額を超えないものとします。なお、既に学費を納付済みで、今次、学費減免措置の決定を受けた場合は、減免対象分の学費を返還します。

＜災害救助法適用地域外で被災した場合＞

前項【1】の受給要件(1)～(4)で示した被災状況にあてはまる場合は以下の奨学金が適用となる。

■学部生

・(1)に該当する場合は、「立命館大学父母教育後援会家計急変奨学金」に申請が可能。ただし、重度後遺障害については就労不能となった場合のみ対象となる。 ＜＊修業年限までの減免＞

・(2)および(3)に該当する場合は、「立命館大学父母教育後援会災害支援奨学金」に申請が可能。
＜＊2 学期分の減免＞。

■大学院生

・(1)および(3)または(4)の失職(破産、倒産等)に該当する場合は、「立命館大学大学院家計急変奨学金」に申請が可能。 ＜＊1学期分の減免＞

※募集要項・願書等については、本学の奨学金ホームページに掲載していますのでご確認ください。
［立命館大学トップ→学生生活・就職→奨学院制度→経済支援型奨学金→立命館大学独自の奨学金］

【お問い合わせ先】

○衣笠キャンパス・朱雀キャンパスに所属する学部生・大学院生
立命館大学 衣笠学生オフィス奨学金係 研心館2階
電話: 075-465-8168＜月～金 9:30～17:00＞

○びわこ・くさつキャンパスに所属する学部生・大学院生
立命館大学 BKC 学生オフィス奨学金係 セントラルアーク1階
電話: 077-561-2854＜月～金 9:30～17:00＞

○大阪いばらきキャンパスに所属する学部生・大学院生
立命館大学 OIC 学生オフィス奨学金係 A 棟南ウイング 1 階
電話: 072-665-2135＜月～金 9:30～17:00＞

以上

■郵送提出の場合

下記住所を切り取り、封筒の宛先欄に貼り付け、角 2 封筒(A4 が折らずに入るサイズ)で
簡易書留または特定記録で郵送してください。

＊BKC・OIC 所属の方も、郵送の場合は衣笠学生オフィスへ送付してください。

〒603-8577
京都市北区等持院北町５６-１
立命館大学 衣笠学生オフィス 奨学金係
(立命館大学学費減免)

＜差出人＞

学生証番号 **学部**
研究科 **回生**

名前